

令和 7 年度第 8 回
東京都私立学校審議会
会議録（第854回）

令和 7 年 12 月 15 日（月）
都庁第一本庁舎42階 特別会議室 A

午後 3 時00分開会

○近藤会長 お待たせしました。

ただいまから、令和 7 年度第 8 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告願います。

○瀬戸私学行政課長 本日は、委員20名のうち、19名の委員に御出席いただいております。

当審議会運営細則第 6 条が定める本会の定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第 8 条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

それでは、私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○井上私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付しております11件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 7 条第 1 項、第24条第 2 項及び第109条第 4 項の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

令和 7 年12月 15 日付、東京都知事、小池百合子。

記、1、専門学校東京テクニカルカレッジの目的変更認可について（中野区）、ほか10件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、新たに諮問される案件11件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○瀬戸私学行政課長 本日議題となっております議案第 1 号及び第 2 号、第 5 号から第 11 号までの議案につきましては、各部会におきまして了承されておりますことを御報告申し上げます。

なお、議案第 3 号及び第 4 号は、第二部会におきまして「部会調査実施のため継続審議」となりましたことを御報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、順次、審議することといたします。

初めに、専修学校についての案件でございます。

議案第 1 号は、専門学校東京テクニカルカレッジの目的変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第 1 号、専門学校東京テクニカルカレッジの目的変更認可について、御説明いたします。

専門学校東京テクニカルカレッジは、昭和62年3月27日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、通信制の建築科及び建築士専科の設置に伴い、学校の目的変更認可の申請をしてきました。

それでは、要項に基づきまして御説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおりです。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項2から要項4に記載のとおりです。

本学科の開設の時期は、令和8年4月1日を予定しております。

変更の理由は、通信制学科の新設のためです。

設置者は学校法人小山学園で、理事長は山本匡氏、校長は白井雅哲氏です。

経費の見積り及び維持方法は、要項9に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項10に記載のとおり、工業専門課程において夜間の建築科を廃止し、修業年限2年、入学定員20名、総定員40名の建築科通信制、及び修業年限2年、入学定員20名、総定員40名の建築士専科通信制を設置いたします。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項11から要項13に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

（委員了承）

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、各種学校についての案件でございます。

議案第2号は、秀林日本語学校の収容定員に係る学則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、秀林日本語学校の収容定員に係る学則変更認可について、御説明いたします。

秀林日本語学校は、各種学校として、平成13年1月31日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、収容定員の増員に係る学則変更認可の申請をしてきました。

それでは、要項に基づきまして御説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び要項2に記載のとおりです。

変更の時期は、令和8年4月1日を予定しております。

変更の理由は、入学志願者数の増加に対応するため、収容定員を変更するものでございます。

設置者は学校法人金井学園で、理事長及び校長は申景浩氏です。

経費の見積り及び維持方法は、要項 7 に記載のとおりです。

学科別修業年限及び生徒定員は、要項 8 に記載のとおりで、昼第 1 部大学等進学 C コースの入学定員を40名から60名に増員します。

また、昼第 2 部に、新たに入学定員40名の特進コースを設置します。

これにより、第 1 部、第 2 部ともに、総定員は220名で、学校の総定員は360名から440名となります。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項 9 から要項 11 に記載のとおり、設置要件及び基準を充足しております。

備考欄には、各種学校の認可年月日及び法人が設置する学校について記載しておりますので、参考に御覧ください。

以上で、議案第 2 号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですね。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第 2 号につきましては、その認可を適當と認める旨、答申いたします。

次に、幼稚園についての案件でございます。

議案第 3 号は、学校法人山王台佐藤学園の寄附行為認可について。

議案第 4 号は、馬込幼稚園の設置者変更認可についてでございます。

本件は、部会調査実施のため継続審議が相当である旨、報告がありました。第二部会の委員の皆様は部会調査をお願いいたします。

次に、議案第 5 号は、学校法人浄円学園の解散認可について。

議案第 6 号は、舎人幼稚園の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より 2 件まとめて説明願います。

○事務局 議案第 5 号及び議案第 6 号は、それぞれ関連する議案ですので、一括して御説明申し上げます。

これらの案件は、平成21年 4 月 1 日に法人設立認可を受けた学校法人浄円学園を解散するとともに、同法人の設置する舎人幼稚園を廃止するものです。

初めに、学校法人浄円学園の解散について、御説明いたします。

議案第 5 号を御覧ください。

学校法人の名称及び事務所の所在地は、要項 1 及び要項 2 に記載のとおりです。

解散の時期は、認可のあった日といたします。

解散事由は、寄附行為に定める理事総数の 3 分の 2 以上の議決によるものです。

清算人予定者は、要項5に記載のとおり、理事長の大島康裕氏、ほか理事5名です。資産の処置については、要項6に記載のとおり、清算後に残余財産が生じたときは、私立学校法第125条第2項に基づき、国庫に帰属させることといたします。

備考欄には、法人設立認可年月日等を記載しておりますので、御参照ください。

続いて、舎人幼稚園の廃止について、御説明いたします。

議案第6号を御覧ください。

学校の名称及び位置は、要項1及び要項2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由は、園児数の減少に伴い、園の運営継続が困難になったためです。

設置者は学校法人浄円学園、園長は大島周志氏です。

園児の処置については、要項7に記載のとおり、令和6年度末をもって全員卒園しております。

教職員の処置については、要項8に記載のとおり、令和6年度末をもって全員退職しております。

指導要録等については、要項9に記載のとおり、足立区へ引き継ぎます。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、所有者において処置します。

備考欄には、園地、園舎の面積、収容定員等を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第5号及び第6号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第5号及び第6号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第7号は、ちどり幼稚園の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第7号、ちどり幼稚園の廃止認可について、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び要項2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由でございますが、園児数の減少に伴い、園の運営継続が困難になったため、廃止するものでございます。

設置者は榎本恵津子氏、園長は同じく榎本恵津子氏でございます。

園児の処置でございますが、令和6年度末をもって全員卒園しております。

教職員の処置でございますが、令和6年度末をもって全員退職しております。

指導要録等の引継方法及び資産の処置、園地、園舎等につきましては、それぞれ要項9から要項11に記載のとおりでございます。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第7号につきましては、その認可を適當と認める旨、答申いたします。

次に、中学校及び高等学校についての案件でございます。

議案第8号は、文華女子中学校の設置者変更認可について。

議案第9号は、文華女子高等学校の設置者変更認可について。

議案第10号は、学校法人タイケン科学学園の組織変更認可について。

議案第11号は、学校法人日本文華学園の解散認可についてでございます。

それでは、事務局より4件まとめて説明願います。

○事務局 それでは、議案第8号、9号、10号、11号について、関連しておりますので、一括して御説明いたします。

これは、文華女子中学校と同高等学校の設置者を学校法人日本文華学園から学校法人タイケン科学学園に変更するものでございます。

この設置者変更に伴いまして、学校法人タイケン科学学園を組織変更、学校法人日本文華学園を解散いたします。

初めに、議案第8号、議案第9号の要項に基づき、文華女子中学校及び文華女子高等学校の設置者変更認可について、御説明いたします。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ要項1から要項3までに記載のとおりです。

設置者変更を機に、現在女子校であるものを共学化するため、学校の目的及び名称を変更いたします。

変更の時期は、令和8年4月1日を予定しております。

変更の理由は、学校運営の安定的継続及び教育条件の維持向上を図るためです。

新設置者は学校法人タイケン科学学園で、理事長は柴岡ひろみ氏、校長は富樫強氏です。

経費の見積り及び維持方法は、要項8に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項9に記載のとおりですが、中学校につきましては、令和元年度から休校しております。

備考欄には、校地、校舎、教職員組織、学校設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、御参照ください。

続きまして、議案第10号「学校法人タイケン科学学園組織変更要項」を御覧ください。

これは、これまで私立学校法第152条第5項の規定による、専修学校の設置のみを目的とする準学校法人であった学校法人タイケン科学学園が、設置者変更に伴い、学校教育法第1条に定める学校を設置する学校法人へ組織変更するものでございます。

名称は「学校法人タイケン科学学園」で、事務所の所在地、目的は、それぞれ要項2及び要項3に記載のとおりです。

設置する学校名は、要項4に記載のとおり、東京文華中学校、東京文華高等学校、日本ウェルネスAI・IT・保育専門学校です。

役員及び評議員につきましては、私立学校法に定める資格及び構成に適合しております。会計監査人は置いておりません。

資産等につきましては、要項8から要項10に記載のとおりで、学校法人化の要件を満たしております。

続きまして、議案第11号「学校法人日本文華学園解散要項」を御覧ください。

これは、本法人が設置する学校の設置者変更に伴い、設置する学校がなくなるため、解散するものです。

学校法人名及び法人事務所所在地は、要項1及び要項2に記載のとおりです。

解散の時期は、設置する学校の設置者変更と同日の令和8年4月1日を予定しております。

解散事由は、寄附行為に定める理事会における理事総数3分の2以上の議決及び評議員会の議決によるものです。

清算人予定者は、要項5に記載のとおり、理事の田中康弘氏です。

資産の処置については、要項6に記載のとおり、清算後に残余財産が生じたときは、私立学校法第125条第1項に基づき、学校法人タイケン科学学園に帰属させることといたします。

備考欄には、学校法人設立認可年月日等を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第8号から11号についての説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

4件ですね。

何か御質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。

どうぞ。

○加茂川委員 簡単な質問をお願いします。

御説明にあったように、いわゆる準学校法人が1条校を設置する学校法人に変更することですから、組織の強化といいますか、経営の安定性が見込めれば、望ましいことだと考えますが、本当に経営の安定性についての見込みが得られているのかということです。

先ほどのお話ですと、中学校の現状は、休校で生徒はいないということですか。

○事務局 はい。

○加茂川委員 それから、高等学校の現員数がどのぐらいになっているのか。

多分、現学校法人日本文華学園が経営に困って、ホワイトナイトとは言いませんが、準学校法人の経営傘下、設置者変更を求めたのではないかとうかがわれるのですが、そうではないかもしません。

その状況を説明していただきたいと思うのは、何より新しく中学校、高等学校をこの学校法人が設置者として運営する経営の見込みが、生徒数の確保も含めて立っているのかどうかが一番気になるところですが、私学ですから、経営の安定性・継続性が大事なポイントだと思います。

その点は十分にチェックされておられると思いますが、御説明をお願いいたします。

○近藤会長 いかがでしょうか。

○事務局 経営の安定性についてですが、もともと日本文華学園からは、5年ほど前から入学者数の減少が顕著となっておりまして、財政面で持続可能性がかなり厳しいというお話をございました。

タイケン学園グループというところで、今回、設置者はタイケン科学学園となるのですが、タイケン学園グループでは、体育でしたり、スポーツ、言語教育、幼児教育など、強みがございます。

また、グループ全体での経営資源も安定しており、人件費や資金面の部分についても全体的に見直しを行うというところで、経営面でも改善する見込みでございます。

○近藤会長 よろしいですか。

続きますか。

○事務局 すみません。

あと、今回、部活動にもかなり力を入れるところですので、生徒数も今後、改善する見込みであると伺っております。

○加茂川委員 分かりました。

経営体力のある準学校法人が新しい設置者となって、中学校、高等学校の設置、運営について改善していくことで、見通しが立っていく経験等を踏まえて、経営の改善を図っていくことで見通しが立っていると理解させていただきました。

ありがとうございます。

○近藤会長 ほかにございますか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第8号から議案第11号までにつきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

それでは、これをもちまして、本日の「東京都私立学校審議会」を終了させていただき

ます。

次回開催は、新年、1月21日、水曜日を予定しております。

御審議ありがとうございました。

皆さん、よいお年をお迎えください。

午後3時20分閉会